

決 済 用 預 金

平成18年10月1日現在

1 商品名	決済用普通預金（無利息の普通預金）
2 販売対象	制限無し（個人、法人、地方公共団体）
3 期間	期間の定めはありません。
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入 1円以上 1円単位
5 払戻方法	随時、払戻可能です。
6 利息	無利息
7 口座開設	<ul style="list-style-type: none">・ 既存の「普通預金（総合口座）」から「決済用普通預金」への切替えが可能です。（口座番号は変わりません） ※切替えの場合には、現在ご利用中の「通帳」と「決済用普通預金取扱依頼書」の提出が必要です。当該「決済用普通預金取扱依頼書」に貼付する収入印紙（200円）をご用意ください。※「決済用普通預金」から「普通預金（総合口座）」に変更も可能です。 変更の場合には、現在ご利用中の「通帳」と「決済用普通預金解除届書」の提出が必要です。当該「決済用普通預金解除届書」に貼付する収入印紙（200円）をご用意ください。・ 新規口座開設 新規で「決済用普通預金」の口座を開設することも可能です。 ※新規の場合も「決済用普通預金取扱依頼書」に貼付する収入印紙（200円）をご用意ください。
8 中途解約時の取扱い	期間の定めはありません。
9 重要事項	預金保険制度の対象であり、預金保険にて全額保護されます。
10 その他の事項	<ul style="list-style-type: none">・ 給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取り口座、ならびに公共料金等の自動支払口座としての利用ができます。・ 総合口座の普通預金部分につきましては、決済用普通預金へ変更することが可能です。 ただし、総合口座の定期預金部分につきましては、決済用預金へ変更できないため、他の決済用預金以外の預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。